

知的バリアフリーのための一歩として：  
知的バリア状況の検討

橋本義郎\*

**Intellectual barrier free:  
Situations where intellectual barriers are experienced**

Yoshiro Hashimoto \*

**Abstract**

This article introduces a new concept named “intellectual barrier free”. The concept has two levels of meaning. At the practical level it means to change the situation where a person experiences intellectual disabilities because of the fact that he/she or someone else who shares the same situation cannot understand something in the situation. This is so that nobody has to experience intellectual disabilities, in other words difficulty or inconvenience coming from the fact that someone in the situation cannot understand something. At the level of the situation it means a certain ideal situation where nobody experiences intellectual disabilities. The author explains that there exist two basic approaches to intellectual barrier free practice: the individual approach and the environmental approach.

**キーワード**

知的バリアフリー、知的しょうがい、知る自由

**Key word**

intellectual barrier free, intellectual disability, intellectual freedom

---

\*はしもと よしろう：大阪国際大学人間科学部教授（2009.12.11受理）

## はじめに・・・知的バリア状況の定義と論点

ここ十数年のあいだ「知的障害」をもつとされる当事者と共に活動する機会をたくさんもらい、そのおかげで楽しく学ぶ経験をいっぱいすることができた。「講師」とか、「アドバイザー」とか、「おもしろオッサン」とか、「おたすけ人」とか、あるいは「ハシモトせんせい」とかとよばれながら、その当事者と、旅をしたり、博物館を見学したり、ジャズの生演奏をきいたり、自然食レストランで食事をしたり、会議をしたり、調査をしたり、学習会をしたり、学会の研修会で共同講演をしたりと、その内容は多様である。しかし、いずれの場合も、当事者からのさそいによる活動への参加で、基本方針を決定するリーダーは当事者であり、筆者自身の活動力の第一の源泉は当事者との共同活動の楽しさであった。そして、この共同活動のなかで、当事者も筆者自身も、「分からない」ので「困る」状況にいくどもでくわした。こうした当事者との活動を通して、「知的障害者」とよばれる当事者が、自分が「分からない」ので「困る」または他の人が「分からない」ので困るという経験をしいられ、「不条理な苦痛」<sup>1</sup>を負わされることが多いことにあらためて気づいた。「不条理な苦痛」という概念は、哲学者の市井三郎によるものである。市井は、その著書『歴史の進歩とは何か』において「おのおのの人間（ホモ・サピエンス）は、みずからの責任を問われる必要のないことからさまざま苦痛——略して”不条理な苦痛”と呼ぶ——を負わされているが、その種の苦痛は減らさねばならない」<sup>2</sup>という考えを理念とする価値基準（市井の用語法では価値規準）を提案している。「みずからの責任を問われる必要のないこと」は、筆者なりに言いかえると、「自分が自主的に選んだものではないこと」である。たとえば自分の身体的活動や精神的活動の基盤である自分の身（脳をふくむ全身）の遺伝的特性と生まれ育つ家族・社会、他者の過失による事故の被害者になることなどは、みずからが選んだことではなく、みずからの責任を問われる必要のないことである。

筆者は、この《自分が「分からない」ので「困る」》または《他の人が「分からない」ので「困る」》という経験、あるいはその両方を誰かがして、その人が自分の知的分野についての特性（《知的特性》と略す）の結果として「不条理な苦痛」を負わされる状況を、《知的バリア状況》と定義する。また《知的バリア》は、ある状況を知的バリア状況にする上で決定的な機能をはたす何かで、知的バリア状況において「不条理な苦痛」を負わされる当事者のまわりにあるものと定義する。

本稿でいう《知的バリアフリー》は、一言でいうと、上の意味の《知的バリア状況》を変化させ、《知的バリア》をなくしていくこと（実践としてのバリアフリー）と、知的バリアをふくまない状況のありよう（状況のありようとしてのバリアフリー）のことである。

以下、次の4点について論じ、知的バリアフリー推進の一步としたい。

- ◇ 知的バリア状況の検討
- ◇ 実践としての知的バリアフリーと状況のありようとしての知的バリアフリー
- ◇ 知的バリアフリー実践の二つの基本的アプローチ
- ◇ 知的バリアフリー実践のための筆者自身の課題：「むすび」として

## 1 知的バリア状況の検討

### 知的バリア状況とその関係当事者の立場

知的バリア状況があるということは、定義に即していえば、その状況にかかわる当事者——関係当事者——がいるということである。この関係当事者の立場として現実的に想定できるのは次の八つであると考えられる。言うまでもないことであるが、当事者が複数の場合は、立場の異なる当事者が一つの状況においておたがいにかわりあう。関係当事者は、他の関係当事者とのかわりをふくむその状況と、それぞれの立場でかわることを経験する。

#### 〔「不条理な苦痛」を負わされる立場〕

- ① 自分が何かを「分からない」ので自分が「困る」という経験をし、「不条理な苦痛」を負わされる立場・被害当事者の立場

たとえば、ひとりである道具を買って、その使用説明書を読んで理解しようとしても、説明文の意味がよく「分からない」ので「困る」という道具購入者の立場がこれに相当する。使用説明書を読んでも分からないというのは、分からない本人が責任を問われる必要のないことである。自分が使用しようとする道具の説明書を「分からない」自分に、わざわざ選んでなる人はいない。

- ② 他の誰かが何かを「分からない」ので自分が「困る」という経験をし、「不条理な苦痛」を負わされる立場・被害当事者の立場

たとえば、ある人が相手の気持ちが「分からない」で、相手の嫌がることをして、相手の人が「困る」というときの、嫌なことをされる相手の立場である。「セクシュアルハラスメント」がなされる状況を想定してもう少し具体的に考えてみる。「セクシュアルハラスメント」は、性的な言動によって、結果的に言動を向ける相手に嫌な思いをさせたり、相手をおどしたりすることである。セクシュアルハラスメントの加害者は、自分の性的言動が、その相手に嫌な思いをさせていることを「分かっていない」場合が多い。少なくとも筆者が見聞きした事例ではそうだった。こうした場合、「セクシュアルハラスメント」の被害者は、「分からない」でいる加害者の言動によって「困る」立場にある人となる。もちろん、被害者には、それがどれだけ嫌なことかが「分かる」。こうした被害者の「困る」は「不条理な苦痛」をもたらす。自分で選んで「セクシュアルハラスメント」の被害者になる人はいない。

また、さらに考えをすすめると、「セクシュアルハラスメント」のことを自分は「分かる」

けれども、「セクシュアルハラスメント」のことを「分からない」加害者が「セクシュアルハラスメント」のことを分かるようにする仕方は「分からない」という立場も想定できる。

「知的障害」をもつとされる当事者も、その知的分野の特性と関係するとみなされている言動や知的能力の特性について「分からない」（ないし「理解しない」）人に、その言動や知的能力の特性（たとえば記憶の仕方・計算の仕方・分かり方などについての特性<sup>3</sup>）を理由に「ハラスメント」をうけたり、「異常」というレッテルを貼られて「いじめ」や隔離の対象にされたりすることがある。

③ **自分も他の人も「分からない」ので自分が「困る」という経験をし、「不条理な苦痛」を負わされる立場・被害当事者の立場**

たとえば、筆者がアドバイザーとしてかかわっている「知的障害」をもつとされる当事者のグループのメンバーは、自分たちが利用する社会福祉施設の運営団体である社会福祉法人の理事会において審議される事業会計のことがよく「分からない」で「困る」状況におかれている。予算の項目や数値を絵やグラフでも表現して、もっと分かりやすくすることを要求しているが、適切な対応がまだなされていない。その理由の一つは、どのように表現すれば、もっと分かりやすくなるかが、まだ、その状況にかかわる誰にもよく「分からない」ことである。この状況をどう改善すればよいかの話し合いを当該グループでかさねつつ、もっと分かりやすくするように、さまざまな説明の仕方をこころみるように理事会の運営責任者に訴えている。自分が利用する社会福祉施設（公共施設）の運営についての情報（公的情報）を知ることは、利用者（市民）の権利である。この権利を行使できずに「困る」ことは「不条理な苦痛」である。

④ **「分からない」ことがあることで自分が「困る」というのではなく、「分からない」ということを理由に自分を「困らせる」人がいて「不条理な苦痛」を負わされる立場・被害当事者の立場**

たとえば、職場において、仕事の要領がよく分からないので困るというように自分が「分からない」ことの直接的な結果として自分が困るというのではなく、「そんなことも分からんのか」と分からないことがあることについて職場の上司や同僚に悪口を言われたり、馬鹿にされたりするのが「困る」、「苦痛だ」というような立場である。

⑤ **被害当事者が自分の負わされている「不条理な苦痛」の解消をめざして状況を変えるために行動する立場・状況変革被害当事者の立場**

たとえば、あることが「分からない」ので「困る」ことがあり、「不条理な苦痛」を負わされている被害当事者が、適切な支援の提供と設備・道具などの整備を要求し、状況を変えることによって「分からない」ことがあっても「困らない」ようにしようと活動するとき、その被害当事者は《状況変革被害当事者》となる。もう少し具体性をもった例も一つあげる。自分が利用する施設を運営する社会福祉法人の会計収支報告が数字と文字だけで書かれていて、その読み方が「分からない」ので「困る」という状況に置かれている人（被

害当事者)は、絵などもつかって自分にもよく「分かる」ように報告内容を表現する工夫をするように当該法人に対して要求し、自分も改善に向けての提案をするとき、状況変革被害当事者となる。

〔「不条理な苦痛」を負わされない立場〕

⑥ 「不条理な苦痛」をもたらす、あるいは維持する向きでかかわる立場・・第一加害当事者の立場

たとえば、④でとりあげた職場の上司や同僚のように、「そんなことも分らんのか」と、同じ職場で働く人で「分からない」ことのある人に対して悪口を言い、馬鹿にし、嫌がらせをし、その人を困らせ、その人に苦痛をあたえる人の立場である。

⑦ 傍観者の立場・・状況追認加害者の立場

たとえば、「分からない」ことがあって「困る」人がいて、その人が「不条理な苦痛」を負わされている状況で、「困らせる」ための行動を自分がとることはないが、「困る」人のいる状況を変えることもすることはない。そして、かたわらで観ていて自分は別に「困る」ことはないという立場である。特定の人が「不条理な苦痛」を負わされている——たとえば、ある人の知的特性にかかわることをとりあげて、それを誰かが“理由”にしたてて④の例の上司や同僚のようにその人に苦痛を負わせている——のをかたわらで観ていることは、ただ「観る」ということ以上のものとしての機能をはたすことになる。悪口を言い、馬鹿にし、嫌がらせをし、ある人を困らせ、その人に苦痛をあたえる行動を傍観することは、その加害者が自己の強さや“正当性”を表面上は「第三者」に見える傍観者にアピールし、「いじめ」の状況を常態化・深刻化させるのに一役かうという機能をはたす<sup>4</sup>。その傍観者は「不条理な苦痛」を生む状況を追認する《状況追認加害者》となる。〔「いじめ」の起源と発展段階の説明については、注4および高正信男(2007:46-64)を参照。〕

〔「不条理な苦痛」を負わされる場合も、そうでない場合もある立場〕

⑧ 知的バリア状況において「不条理な苦痛」を負わされる人を支援する立場・・支援者の立場

知的バリア状況の被害当事者を直接的あるいは間接的に支援し、状況を変化させ、被害当事者が負わされている「不条理な苦痛」の解消をめざす立場が支援者の立場である。この立場は、上にあげたいずれの立場の人も、本人の自主的決断や役割意識・他者からの命令など、さまざまな要因によって自分の立場にかさねて、あるいは自分の立場をかえてとりうる立場である。これは一般的にもいえる。たとえば、災害の被害当事者どうしが助け合う、つまり相互支援するというのはよくあることだ。

「分かる」「分からない」と「困る」「困らない」の組み合わせで立場を分類すると、理屈上は他にもいくつかの立場が考えられる。しかし、それらは、現実に入りうるものとしては想定しづらい。たとえば、それは次のような立場である。

⑨ 自分には「分からない」ことが一切ないという立場。

本人の主観で、ある状況においてすべてのことが「分かる」、「分からない」ことは一切ないと本人が確信するような場合はあるかもしれない。しかし、筆者は、そのような確信をもつ人にまだ出会ったことがない。また、実際にそういう人がいたとしても、その人に質問して、本人が答えてくれるのであれば、その人に「分からない」こともあることを確認する（あるいは、その人が「分かる」ということの中に、客観的にはそう見なせないことがあることを確認する）ことはできるだろう。

⑩ 自分には「分かる」ことが一切ないという立場

文字どおり「分かる」ことが一切ないという立場は、⑨と同形式の論理によって、現実のものとしては想定しづらい。

言語表現としては、筆者も「ぜんぜん分からん」とか「まったく分からない」ということはある。しかし、実際にそうなのかというと、そんなことはない。そんなときでも、少しぐらいは分かることはある。ある状況において特定のことが「ちんぷんかんぷん」でまったく「分からない」に近いという感覚になることはある。しかし、その状況においても「分かる」ことは何もないというのではない。

**「不条理な苦痛」を結果として負わされる人はいるけれども知的バリア状況とはみなさない状況**

ここで、知的バリア状況の意味する範囲と本稿の守備範囲をもう少し分かりやすくするための説明を一つしておく。知的特性とは直接的な関連をもたないこと——何かが「分かる」のかどうかや、何かの「分かり方」などとはちがう何か——の結果として誰かが「不条理な苦痛」を負わされる状況はありうる。たとえば、ある人の属性や言動に、それがその人の知的特性かどうかといったことを意識するしないにかかわらず、とにかく「普通でない」というレッテルを貼って、それを目印にして、排除したり、いじめたりして、その人に「不条理な苦痛」を負わせるようなことがある。特定の国籍や容姿・動作・話し方などが、そうしたレッテル貼りの標的として使われる。これは差別であり、人間として相互に対等・平等・自由な関係のなかで他の人びとと共に生きるという人権の侵害である。これは筆者の言う知的バリア状況においても起こりうることである。しかし、それが要素としてあるということは、ある状況を知的バリア状況とみなす場合の十分条件でも、必要条件でもない。

**「分からない」ので「困る」人がいる状況が即「不条理な苦痛」を生むのではない**

以上、知的バリア状況において当事者が置かれうる立場にどのようなものがあるかを考えてみた。その補足として、「分からない」ので「困る」人がいても「不条理な苦痛」をもたらさず、知的バリア状況とはならない状況もあることを次に説明したい。

その状況とは、自分が「困る」可能性がある当事者の全員が、自分が「分からない」ので「困る」こともある状況に自分をおくことを自主的に受けいれることを前提条件とする

活動をふくむ状況である。

たとえば、将棋の勝負をするときには、勝ち方をより「よく」分かっている側が勝ちやすく、優位である。それほど「よく」分かっていない側は、分からなくて「困る」ことが相手より多くなりがちで不利である。より「よく」分かっている側も、つねに簡単に駒のすすめ方が分かるというわけではない。勝負にならないほどの力の差が対局者間にある場合をのぞいては、いずれの側も「困る」ことはありうる。少なくとも素人の筆者が将棋をした経験によるとそうだ。「困る」状況もありうることを予測・経験しながら対局し、勝負するのが、筆者にとっての将棋である。つまり筆者は、自分が将棋をするときには、自分が有利になる駒の進め方が「分からない」ので「困る」状況を経験することもあることを自主的に選んで受けいれて対局する。自主的に選んだことであるから、そのことで「分からない」ので「困る」ことがあり、苦痛を負うことがあったとしても、その苦痛は「不条理な苦痛」ではなく「納得のいく苦痛」である。

#### 状況を変えることによる知的バリア状況の解消と「分からない」の意味の転換

「はじめに」において定義した知的バリア状況のありようを変化させることは可能である。その変化によって、特定の知的バリア状況をなくすことも可能である。今ある状況要素が次のような状況要素に変化したり、あらたな要素がくわわたりして次のような要素が状況要素となることで、そうした状況に変化をおこし、知的バリア状況を解消する実践の一歩をすすめることができる。もちろん内外からの何らかの働きかけや、必然・偶然の動きと作用によって状況全体が変化することも想定し得る。しかし、現段階ではそのことを論じる準備が筆者にはまだできていないので、その検討は今後の課題としたい。

一つは、適切に協力してくれる誰かがくわわること。たとえば、ある人が漢字の読み方が「分からない」で「困る」という状況は、そばにいる誰かがその漢字の読み方やその意味を「すぐに」「的確に」「気持ちよく」教えてくれる状況をつくることで、解消する。

二つは、本人による「もう一つ」の対処の仕方がくわわること。たとえば、電子辞書の使い方が「分かる」人であれば、自分では読みや意味が「分からない」漢字があっても、電子辞書を携帯して、必要に応じて電子辞書で調べることにすれば、漢字について「困る」ことを少なくすることができる。

三つは、装置整備や道具改良をすること。たとえば、日本の鉄道駅にある路線図や料金表の駅名は、かつては漢字だけのところもあったが、今はすべて、「ひらがな」表記がなされている。これによって、漢字の読みが「分からない」人が、切符を買うときに「困る」というかつてあった知的バリア状況は解消されている。絵記号でトイレの場所をしめすことで、文字を読めない人がトイレの場所をさがすのに「困る」ことを少なくすることもできる。

例をもう一つ。筆者がアドバイザーをする「知的障害」をもつとされる当事者のグループの会議でこんなことがあった。会計担当のメンバー（《Aさん》とよぶ）が、グループの運営する事業の収入と支出の額をしめす数値を読んで会計報告をするときに、千単位でカンマをつけて千進法で表記されている数字の読み方が「分かりづらく」「困る」状況を

経験していた。その経験は A さんにとって嫌で苦痛なことと筆者は感じた。会計についての数値が読めないとき A さんは顔をしかめて首をかしげる。ちなみに筆者も千進法の表記の数値を日本語で読むのは苦手で「困る」ことがよくある。千進法は、筆者がなれしたしんでいる日本語での数字の読みになじまないからである。

こうした「分かりづらく」「困る」経験を A さんにしている状況、すなわち千進法表記の数値を日本語で読むことをしている状況は知的バリア状況である。そこで、A さんの属する上のグループでは A さんが読みやすくなるように、万進法での表記をためしてみることにした。「万（まん）」という表記を万の桁の数字のあとに入れることにすると、A さんは会計報告のときの数字の読みで「困る」ことが少なくなった。これは「もう一つ」の数字表記という道具をくわえることで一つの知的バリア状況の解消が一步すすんだ事例といえる。

四つは、本人や「まわり」の関係者の「見方」「考え方」をかえること。すなわち「分からない」でも別にかまわない、あるいは「分からない」のも結構「よい」ものだ、「分からない」の「よさ（正の価値）」もあるといった、「もう一つ」の「見方」「考え方」や「価値意識」を身につけるということが、何らかの事情でおこるとする。そうなれば、それまでの知的バリア状況に変化がおこる。「困る」だけでもないのだというように「分からない」の意味の転換に気づき、その価値をみなおすこともありうる。

たとえば、楽譜の読み方が「分からない」ので、楽譜をみながらの演奏ができないという状況からジャズが生まれた。1900年前後、ニューオーリンズの歓楽街でプラスバンドの楽器を使って黒人ミュージシャンがリズムを強調した演奏をしていた<sup>5</sup>。そのミュージシャンたちが、楽譜の読み方が「分からない」ので、メロディーを即興展開したのがジャズの始まりである。「分からない」ので演奏がつけられず「困る」という状況から、しっかりメロディーを暗記しようとか、勉強して譜面を読めるようになろうとはならず、その場の即興で、「即興でいこう」という「対処の仕方」をとった。その実践のお陰で、「分からない」から「困る」とならず、「分からない」がジャズの誕生につながったのである。また、「知的障害」をもつとされる人が、楽譜の読み方など、演奏のために一般に「分かる」ことが「必要」とみなされていることが「分からない」というときは、そのことを一つの個性と見て、その人なりの「やり方」でリズムをとって、メロディーをつくり楽器を弾くことで、「もう一つ」の演奏の仕方や魅力を発見して味わう可能性が生まれる。

この四つ目の対応の仕方は、二つ目にとりあげた対応の仕方的一种ともいえる。つまり本人の「見方」「考え方」をかえるのは、「見方」「考え方」についての本人による「もう一つ」の対処の仕方がくわわることでもであると解釈できる。

以上の四つの要素は、現時点までに気づいたものであり、実際には他にも何かあるはずだと推測している。

#### 「わからない」が即「困る」ではない

ここで上の四つ目の要素に関連しての補足説明をしておく。「分からない」が即「困る」ではないし、「分からない」をふくむ状況が即知的バリア状況でもない。場合によれば「分



からない」を楽しんだり、「わからない」を魅力（「よさ」）にむすびつけたりすることもできる。

たとえば新聞に「ミステリーツアー」という格安パック旅行の広告が出ているのを見たことがある。大阪から飛行機を利用しての温泉旅行であることは「分かる」が、どの温泉で泊まるかまでは「分からない」というものだ。「分からない」けど行くという賭け（かけ）の要素を客にあたえ、同時に行き先の選択の余地を主催会社にあたえることで融通（空きのあるところを安く使うなどが考えられる）がきくようにし、料金をおさえ、旅行商品としての魅力を出している。この場合の「わからない」は「楽しめる」や「安くつく」という「よさ」（正の価値）をもつ状況の要素となっている。

このようにある状況において「分からない」ことは、単に「困らない」ではなく、「魅力」の一つになる。筆者自身について言うなら、「分からない」こととつき合うことが、仕事の柱の一つである研究活動の不可欠な要素である。「分からない」もので「分かる」ようになろうとする過程（謎解き、別名「研究」）が楽しめそうなものが見つかったと、とても嬉しい。この場合の「分からない」は大歓迎。「困る」ことはまったくくない。「分かる」のがある程度以上むずかしいほうが挑戦精神もわいて魅力も大きい。

## 2 実践としての知的バリアフリーと状況のありようとしての知的バリアフリー

実践としての知的バリアフリー（《知的バリアフリー実践》とする場合もある）

大きくまとめていうと、次の四つの活動を基本要素とする実践が知的バリアフリー実践である。

- ①「分からない」ことがあっても不条理に「困らない」状況をつくる
- ②「分からない」ことがあって「困る」から「分りたい」、という人が「分かる」ようにする
- ③本人が拒否しないかぎり、本人にかかわるあらゆる情報が本人のもとに届き、本人がそれを「知る」機会をもてるように、情報経路上のバリア（障壁）をなくす
- ④「人間の共生」<sup>6</sup>と「人間の福祉」<sup>7</sup>をめざす。つまり、知的特性だけではなく、さまざまな人間としての特性をたがいに認めあいながら、対等・平等・自由な関係をむすびつつ、知的バリアフリー実践以外のさまざまな「人間の福祉」のための活動と連携・協同する。

[\*誤解をなくすための補足説明：上のすべての活動は、その過程そのものが「人間の共生」を実現しながらのものになるようにすること、めざす理想が過程のなかにおいても実現されることをめざすことが大前提である。また、未来のすべてを予測することは不可能なので、「困る」ことが起きることは、当然、想定してのことである。「困る」をさけるために分離するなどということは決して認めてはならないのが大原則である。理想に向かっての一歩は、未知の世界への探検の一歩でもある。未知の世界への探検では思いもよらない困難（「困る」こと）に遭遇する。筆者の経験では、それは当たり前であり、ついでに言えば、そのことが（少なくとも筆者にとっての）探検の魅力でもある。そうした探検の魅力

を「知的障害」をもつとされる当事者との協同の知的バリアフリー実践において味あわせてもらっている。]

ちなみに、《分かる》と意味合いがかさなる言葉に《知る》がある。知るには、①知る対象について気づき、その対象についての何らかの情報を得るという意味と、②得た情報の読解の仕方や情報の内容を理解する、という意味の両方がある。分かるにも同様の意味があり、文脈によっては、どちらかの意味に限定される。筆者の言語感覚では、《分かる》は、《知る》とくらべて②の意味がつよい。いずれの意味を主にさすかは文脈によって異なる。しかし、いずれの場合も、①と②は相互に浸透・関連している。「知る対象に気づく」ことなく「対象についての情報の読解」はできない。「知る対象について気づく」ということは、同時にその対象についての情報をいくらかは得て「読解」し、対象をいくらかは「理解」し、対象を他のものと区別してとらえているということである。

本稿では《「分かる」》あるいは《「分からない」》という具合にかぎカッコつきで表記している場合の「分かる」は、主として②の意味をしめすものとし、主として①の意味をしめす場合には《「知る」》を用いている。両方の意味をふくませるときには、かぎカッコなしに《分かる》または《知る》としている。

上の言葉づかいによる「知る」がまったくなくないところには、「分かる」は存在しない。まったく「知らない」ことを「分かる」ことはできない。「知る」ことによって、本人が生きるためにえらべる選択肢がふえる。そのことによって、本人が主になって判断して自分の生き方を選びとっていく幅、自分の生活選択の自由の幅がひろがる。こうした認識から、③の「知る」ことについてのバリア（障壁）をなくす、あるいは少なくすることによって、本人の「分かってほしい」やもっと「知りたいたい」といった意欲を高めることができると考える。その本人の意欲によって本人がより「よく」自分自身と世界のことを「分かる」ことは「よい」ことだという価値基準を支持する立場を筆者はとる。しかし、これは決して「分からなければならない」とか、どんな場合においても「分からない」のは「よくない」という立場ではない。もちろん、「分からない」ことで不利益や不便をこうむったり、分離されたり、差別されたりして「困る」（被害を受ける）のは仕方がないという立場でもない。それとは逆に、実践の基本的要素の①としてあげているように、「分からない」ことがあっても不条理に「困らない」状況をつくる活動をふくむ実践としての知的バリアフリーを実行したいと欲している。

知的バリアフリー実践は、知り、分かる自由の尊重・実現をめざす実践である。「知らないでいる自由」、「分からないでいる自由」なしには、「知る自由」と「分かる自由」は成り立たない。「分かれ」「知れ」と言って無理やり「分かる」あるいは「知る」ことを他者に強要するのは「分かる」自由と「知る」自由の侵害の一種である。また、「知らない」、「分からない」ことで「困る」人がいる状況を、そのまま、無条件に認めることは、その状況において「知り」「分かる」ことが得意な人のみが、「知り」「分かる」こととむすびついた利益を得て、そうでない人に対して優位になることを認めることであり、その両者のあいだの不平等の放置を認めることである。

また、私的なことについて「知られたくない」ことを知られない権利、いわゆるプライバシーの権利との関係ではどうなるか。本人が「知りたい」という意欲をもっているということを理由に、他者のプライバシーの権利をおかしてまでその人が知ることを応援することを認めてよいか。知的バリアフリー実践は、ただ知るということだけをめざすものではない。やはり何を知るかを問題にしなければならない実践である。私的なことを知られない権利（プライバシーの権利）は人権であり、それをおかすことは、おかされる人が「人間として」平等に保障されている権利を侵害されることで、その人に「不条理な苦痛」を負わせる結果をもたらすからである。筆者がいう知的バリアフリー実践は、あくまでも「不条理な苦痛」を軽減・解消するためのもので、その過程で新たな「不条理な苦痛」を生み出すことは自己矛盾であり、「人間の最善の利益」に反するからである。

### 状況のありようとしての知的バリアフリー

以上の意味の《実践としての知的バリアフリー》により、ある知的バリア状況が変化して、「分かる」「分からない」ということと関連して、知的特性の結果として「不条理な苦痛」を負わされることがなくなった状況のありようと、もともと知的バリア状況でない状況のありようが、筆者のいう《状況のありようとしての知的バリアフリー》である。

## 3 知的バリアフリー実践の二つの基本的アプローチ

実践としての知的バリアフリー（知的バリアフリー実践）の目標は、知的バリア状況の解消である。この目標に向かう基本的アプローチ（接近路）は次の二つである。

- ① 知的バリア状況において「不条理な苦痛」を負わされる当事者（《被害当事者》と略す）が自主的に自分の対処の仕方を変えるアプローチ・・・被害当事者が当該の知的バリア状況での自分自身の対処の仕方を変えることによって、今まで「分からなかった」ことが「分かる」ようにしたり、「分からない」ことがあっても「困らない」ようにしたりするアプローチ。たとえば、ある状況で「ひらがな」が読めないで「困る」状況を経験している人が、「ひらがな」の読みを習って、「ひらがな」を読めるようにするとか、「ひらがな」を音声に変換する道具を携帯するとかの対処によって、「ひらがな」を読めるようにしたり、読めなくても「困らない」ようにしたりするのが、このアプローチによる知的バリアフリー実践である。代読者や通訳者を同行させるというのもこのアプローチによる知的バリアフリー実践の一形態である。
- ② 被害当事者の「まわり」を変えるアプローチ・・・知的バリア状況の被害当事者の対処の仕方をかえるのではなく、その当事者の「まわり」を変えることによって、当事者が「不条理な苦痛」を負わされないようにするアプローチ。たとえば、筆者がアドバイザーをする「知的障害」をもつとされる当事者のグループでは、その会計担当のメンバーが自分の役割をはたすためには金庫を使う必要がある。そしてグループが現在保有する金庫は番号を合わせて鍵をあける仕組みのものである。ところが同グルー

プのメンバーには、その番号合わせの仕方をよく「分かって」いる人がいない。こうした場合、もし会計担当のメンバーの瞳の認証で鍵をあけられ、しめるときは自動ロックである金庫を導入すれば、番号合わせの仕方は「分からない」ままでも、センサーを見れば鍵があくということが「分かる」のであれば、会計担当のメンバーがひとりで自由に金庫をつかえるようになり、番号合わせで金庫をあける仕方は「分からない」でも、「困る」ことはないし、そのことで「不条理な苦痛」を負わされることもない。もし、そうすることができれば、知的バリアを一つなくすることができる。

例をもう一つ。買い物をするときにお金の勘定が「分からない」ので「困る」という人の場合は、買い物をする人が勘定をする状況を、店の人が不正をすることなく代わりに勘定する状況に変えることで、その人は勘定が「分からない」ということで「困る」ことはなくなる。これも被害当事者の「まわり」を変えるアプローチによる知的バリアフリー実践の一形態である。

以上二つの基本的アプローチによる活動は両立可能なものである。「分からない」でも「困らない」状況があったとしても、本人が「分かりたい」のであれば、「分かる」ようになることをめざすというかたちで対処することは、もちろん可能である。あることの説明を音声で聞けるが、やっぱり自分で説明文を読みたいので、読み方を習うということには何の問題もない。「分かりたい」ことを「分かる」というのは、それ自体楽しいことで意義あることである。筆者自身は、それが楽しくて「研究」という仕事をしている。自分が「分かる」ことを調査協力者や共同研究者をはじめ、いろんな人に応援してもらっているので、自分も「分かりたい」から「分かりたい」という人の応援をしたいし、実際にもしている。

ただし、これはくりかえしになるが、被害当事者の対処の仕方を変えるアプローチによる実践は、あくまでも当事者の自主性によらねばならない。あわせて「まわり」のありようを変えることによって、当事者はあるがままでも「不条理な苦痛」を負わされることのない状況をつくることを第一原則としなければならない。そうでなければ、被害当事者が自分の意思に反して、他者からの圧力によって、対処の仕方を変える努力をさせられて、「不条理な苦痛」を負わされる危険性が生じてしまう。

#### 4 知的バリアフリー実践のための筆者自身の課題：「むすび」として

さて、知的バリアフリー実践、すなわち知的バリア状況をなくしていく実践の現実はどうか。その実践そのものをはばむ障壁が、個々の人間（筆者もその一人）と社会のなかにある。その障壁のなかでもっとも基本的で直接的なものは知的バリアフリーという考えをもつことを困難にさせている価値意識が多くの人々のなかにあることと、それが原因であり、結果でもある選別制度が個人と社会のなかに広く根づいていることだと思う。たとえば、いまだに国立大学の付属小学校の多くが、「知的能力」の一種である「受験学力」を入試ではかり、子どもを選別して入学させている。小学校入学前の子どもの「知的能力」は、子どもみずからの責任が問われるようなものでは毛頭ない。にもかかわらず、「付属

の入試で不合格となる、あるいはもともと「学力」が十分ないということで受験しても無駄だとみなされ、そのことで傷つき、「不条理な苦痛」を負わされる子どもが現実にかくさんいる。こうした制度を容認している社会が、日本という国のなかに現実にある。この場合の「入試」という障壁は実施する学校がわざわざつくるものである。その実践は「知的バリアづくり」である。このことを「問題」とする意見をあまり聞かない。日本に住む大多数の人がこの選別制度を容認しているようだ。自分の子どもが「難関」の「付属」に入学したことを喜ぶ親の姿勢は、(本人の意図や言い分はどうであれ) この選別制度を結果的に支持・強化する向きで機能していると考えられる。

「物理的バリアフリー」や「心のバリアフリー」のことは比較的よく語られ、テレビなどのマスメディアでもとり上げられる。その一方で、どうして「知的バリアフリー」についてはそうならないのか。たとえば、「知的障害」をもつとされる当事者の就労をテーマにしたラジオ番組<sup>8</sup>に出演したときのことである。収録のとき、知的バリアフリーの考えにいちばん力を入れて話したのに、実際の放送では「知的バリアフリー」という言葉は一切ながれなかった。また、本稿でいう「知的バリアフリー」と同一の意味内容をもつ用語がつかわれている文例を、日本語とスウェーデン語・アンゲル語(いわゆる「英語」)の3語の範囲で筆者が調べたかぎりでは、見出せなかった。

知的バリア状況は、(その被害者)本人の対処努力(とりわけ「勉強」と「訓練」により獲得してのばすべきものとみなされている「学力」をふくむ「知的能力」を、「勉強」と「訓練」という対処により獲得してのばす努力)でのりこえることのほうが、知的バリア状況を変化させて知的バリアをなくすことで、個人の知的分野についての特性(知的特性ないし知的個性<sup>9</sup>、みずからが責任を問われる必要のないこと)の結果として負わされる苦痛(「不条理な苦痛」)をなくしていくことより「よい」ことだ。高い知的バリアを「勉強」と「訓練」によってこえることは、一般的に「よい」ことだ。それをできる人は、できない人より優れている。といった価値意識が広く根づいている。そのため、状況を変えることによって知的バリアをなくし、「勉強」の得意・不得意や「知的能力」といわれる知的特性によって、「不条理な苦痛」を負わされることがない状況をつくりだすことこそ「よい」ことだ、という価値意識やそのための実践や制度についての発想が生まれにくくなっている。テレビとラジオ・出版物・インターネットなどのマスメディアを通してながれる「情報」や、日常、筆者が言葉をかかわす人の反応を見てそう思う。しかし、そうだからといって、本人の自由意思にもとづく「勉強」と「訓練」で、「学力」・「知的能力」を高めることを否定する意図はまったくくない。そうした「学力」・「知的能力」が「人間の福祉」・「人間の喜び」<sup>10</sup>のために有効に活用されることもおおいにあることは認識している。筆者自身も、「大腸ファイバー手術」などの医学の進歩の恩恵を受けている。もちろん逆に「人間の福祉」をつぶし、「人間の悲しみ」をもたらすかたちで活用される危険性のあることも認識している。物理学とその応用についての高度な「知的能力」なしには、広島・長崎への原爆投下はありえなかったし、イラクやアフガニスタンでの「ピンポイント」(といわれている)攻撃による“誤爆”で一般市民が死傷することも、劣化ウラン弾による被爆もなかっただろう。

以上のような状況認識と問題意識のもとで、「知的障害」をもつとされる当事者と共に経験してきた知的バリア状況の検討をこころみ、そのことによって筆者自身のなかにあった知的バリアフリーの考えを、はじめて文章として表現した。これを一つの道具として、知的バリアフリーの考えについてさまざまな人と対話し、その考えが「人間の考え」としての普遍妥当性のあるもの、つまり、哲学者の三木清がいう「真なる知識」<sup>11</sup>といえるものか否かを検証することが、筆者が現時点の自分にあたえた課題である。

人間の社会のなかで他の人びとと共に何がしかを実現しようとする実践（社会的実践）のためには、「何がしか」についての知識がなければならない。その知識の源はその原初たりうる考えの獲得・表現とそれをめぐる人びとによる対話と議論および共同検証である。批評・助言などの協力をえながら、多くの人びとと共に、「知的バリアフリー」という考えの検証をしつつ、もっとよく「分かる」ように本稿を更新してゆければと願っている。その過程そのものが、共同の知的バリアフリー実践になると信じている。共に歩みましょう。知的バリアフリーのために。

### お礼の言葉

「いっしょに やろう」とさそい、たくさんのことを教えてくれて、「分からない」ことの多い筆者をはげましながら支援して下さった「知的障害」をもつとされる当事者、「さわやか」チームと知的障害者人権擁護協議会（愛称：人権クラブ）のメンバーのみなさまに一番感謝しています。みなさまとの活動による「楽しさ」と「学び」が、「知的バリアフリー」という考えをうみだす最大の原動力となりました。また、大阪国際大学名誉教授の浅野俊道先生は、本稿の草稿をていねいに読み、用語の整理・統合などについての具体的な改善案をしめし、的確かつ心のこもった指導をしてくださいました。そして、エンパワメントプランニング協会の杉本章さんは、草稿段階で、A4サイズ用紙で10頁にもおよぶ「感想」を書いてくださいました。筆者が言うのであれば、それは「感想」ではなく、すごい論文です。みなさま、本当にありがとうございます。

### Endnotes

<sup>1</sup> 市井三郎（1971:196）

<sup>2</sup> 上と同じ。

<sup>3</sup> たとえば「知的障害」ももつとされることがある当事者の「自閉症」の人に、カレンダー記憶についての目立つ能力のある人がいる。そうした能力について熊谷高幸（1991:97-104）は、次のようなエピソードを紹介し、説明している。熊谷が、集英社が発行している1989年版『イミダス』の表紙裏の見開き頁にのっている200年間のカレンダーである「実用200年・カレンダー」を見ながら、「自閉症者」の記憶力の謎について思いあぐねていると、「自閉症児」とされるM君が帰宅途中に熊谷のところに寄り、ノックなしで部屋に入ってきた。そして熊谷のもっている『イミダス』の頁をのぞきこんだ。「彼は、（カレンダーの）十四パターンを次々に指さし、「これは、清原が西武に入団した年。昭和六十一年や」「これは、王と野村が引退した年。昭和五十五年や」と言い始めた。（100）M君が『イミダス』をもっているかもしれないと思い、熊谷がきいてみる。もっていないと彼は答える。何年かのつきあいでM君が嘘をつかないことを熊谷は知っている。このエピソードを紹介してから、熊谷は「彼の頭の中にはその中に印刷されているのと同じ十四パターンのカレンダーが刻み込まれているのだ。だから、彼は、その頭の中のパターンと見開き

頁のパターンをただ照合しさえすればよかった (100)」と書いている。その日から数日にわたる M 君とのやりとりをとおして、二人は M 君が答えられない日付に到着する。それは2050年という年だった。その年のカレンダーを開いて日付を言って質問すると、彼は「分からん」と答える。この答えられない質問に対しては、彼は不愉快そうな反応をしめた。このことについて「M 君は、恐らく、今世紀 (20世紀) 中か、もしくはそのもう少し先までのカレンダーを記憶しているようである」と熊谷は説明する。[直接引用箇所中の ( ) 内は本稿の筆者による。]

- <sup>4</sup> 高正信男 (2007:50-54) は、「いじめ」の傍観者の機能について次のような説明をしている。いじめの第一段階は二者間のいさかいで、これは猿などの人間以外の動物にもある。「二者間というのは一対一に限らず、一対複数かもしれないが、不平や葛藤の対象はあくまでも相手である。(51)」「ところが相手を攻撃することが、自分の思いどおりにさせるためではなくって、第三者に自分はこんなに強いんだとか、自分が攻撃したのはこういう理由があるから当然なのだと正当性をアピールする状況になったときから、次のステージに入る。(52)」「つまり、人間の場合、いじめが定着してパターン化するの、その状況を見せつけたい傍観者がいるからなのだ。(53)」
- <sup>5</sup> プリタニカ (2004) による。
- <sup>6</sup> 「人間の共生」とは、生態学における共生——さまざまな生きもの種の共生——を基盤として人間がたがいに対等・平等・自由な関係をむすびつつ、共に生き・活動すること。詳しくは、橋本義郎 (2006:83-99) を参照。
- <sup>7</sup> 「人間の福祉」とは、(ただの) 人間として、すなわち相互に対等・平等・自由な人間の一人として追求・享受する「(特権をもつ者としてではなく、ただの) 人間としてのよい暮らし」のこと。
- <sup>8</sup> NHK (2009年9月6日放送) 『ともに生きる：先生、教えて！～橋本先生～』。
- <sup>9</sup> 「知的障害」をもつとされる当事者のなかに、「知的障害」とよぶのが妥当な何かがあるという考え方を筆者はしない。どの人も、その人なりの知的特性をもち、その人の個性の一部となっていると考える。特定の当事者のなかに、その人ならではの知的分野についての何かがあるとするならば、それは知的特性ないし知的個性とよぶのがふさわしいものであると考える。これは、すべての人について言えることで、「知的障害」をもつとされる当事者に限ったことではない。その知的特性を個人の内部にあるものと考え、個人の言動や精神活動に作用し、言動や精神活動に個性をあたえるという、個人の知的特性と言動および精神活動とのあいだの相互関係を筆者は想定している。たとえば、映画『レイマン』に登場する「自閉症者」のレイモンドは平方根の計算は簡単にやっつけけるが、簡単なつり銭の計算はできない。「自閉症者」で「知的障害」もあるとされる人のなかに、レイマンのように、知的構造のアンバランスが見られる人がいる。熊谷高幸 (1991:49-50) は、「自閉症者」である T 君についての知能検査の結果が、数唱問題では同年齢レベルよりはるかに高い値であるのに対して、言語に関する問題では素点が 0 であることなどから、T 君の知能構造がアンバランスなことを説明し、そして、その T 君と非常によく似た結果を、同じ検査を実施できる程度に発達している「自閉症者」のほとんどがしめすことを指摘している。「自閉症」の人についてのこうしたことは、個人の知的特性を構成する一要素であり、ある種の「自閉症」の人に共通する知的性質の現れると考えることはできる。しかし、そのこと自体が障害、すなわち障り (さわり) や害 (ガイ) であるとは筆者には思えない。また、即知的バリア状況の要素になるとも思えない。たとえば、その個人が、数時間、夢を見ることもないほど熟睡して、自主的に選んで住んでいる安全で気に入っている自宅の寝床に横たわっている状況では、その知的特性は言動や精神活動として具体的に現れたり、意識されたりすることはなく、「不条理な苦痛」を当人にもたらす原因にもならない。
- <sup>10</sup> 「人間の喜び」とは特権をもつ者としてではなく、(ただの) 人間として、すなわち相互に対等・平等・自由な人間の一人として追求・享受する喜びのこと。
- <sup>11</sup> 三木清 (1995:72) は、次のように書いている。「知識の問題の中心をなすのは真理の問題である。知識とは真なる知識のことであって、偽りの知識は知識ともいわれない。知識は真理であることを要求している。・・・中略・・・(改行) 知識は個人的なものでなく一般に認められるものでなければならぬ。ただ自分はそう考えるというのは単なる意見であって、知識ではない。自分にとってそうであるが他の者にとってはそうでないというものは真理とはいいい得ない。真理はあらゆる

人によって承認されるべき要求を含んでいる。・・・中略・・・真理は時と処を超えて通用するものでなければならぬ。知識はかような性質をもつべきものであって、普遍妥当性といわれるものがそれである。」

**参考文献**

- 市井三郎（1971）『歴史の進歩とは何か』岩波書店。
- 加藤周一（2005）「「知る」ということ」加藤周一〔監修〕『新国語総合』教育出版、40-47頁。
- 熊谷高幸（1991）『自閉症の謎 こころの謎：認知心理学者から見たレインマンの世界』ミネルヴァ書房。
- 四季舎〔編〕（2004）『元気：知的障害者のエンパワメントプログラム事業』社会福祉法人「創思苑」
- 杉山登志郎（2007）『発達障害の子どもたち』講談社。
- 武谷三男〔編著〕（1979）『特権と人権の論理：不確実性を超える論理』勁草書房。
- 橋本義郎（2008）「「しょうがい」が生きる地域社会をめざして：共生地域社会の構想」井岡勉〔監修〕『住民主体の地域福祉論：理論と実践』法律文化社、138-150頁。
- 橋本義郎〔編著〕（2006）『「人間の共生」をめざして』相川書房。
- バンジーさわやかチーム・林淑美・河東田博〔編著〕（2008）『知的しょうがい者がボスになる日：当事者中心の組織・社会を創る』現代書館。
- ブリタニカ（2004）『ブリタニカ国際百科事典 Quick Search Version 2004』ブリタニカ。
- 正高信男（2007）『ヒトはなぜヒトをいじめるのか：いじめの起源と芽生え』講談社。
- 三木清（1995）『哲学入門』（第77刷改版、第1刷初版は1940年）岩波書店。
- 光野有次（1998）『バリアフリーをつくる』岩波書店。